

# －利用に当たって－

## **報告書について**

この報告書は、令和4年8月31日に総務省統計局が公表した「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果」のうち、宮城県に関する主要な結果を取りまとめたものです。

詳細な結果は総務省統計局のホームページ

(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/kekka.html>) を御覧ください。

## **令和3年社会生活基本調査について**

### 1 調査の目的

社会生活基本調査は、1日の生活時間の配分及び1年間の自由時間における主な生活行動（「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とするもので、昭和51年以来5年ごとに実施され、今回の調査は10回目に当たる。

### 2 調査の期日

調査は、令和3年10月20日現在で実施した。ただし、生活時間については、10月16日から10月24日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査した。

### 3 調査の範囲

平成27年国勢調査の調査区（ただし、令和2年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、当該境界変更等を反映）から、総務大臣の指定する7,576調査区において無作為に選定した約9万1千世帯（宮城県内は約1,700世帯）に居住する10歳以上の世帯員約19万人を対象とした。

## **利用上の注意**

- 1 数値は表章単位未満の位で四捨五入してある。また「総数」に「分類不能」、「不詳」の数を含むことから「総数」と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しない。
- 2 集計した数値が表章単位に満たないものは、「0」、「0.0」及び「0.00」と表示している。
- 3 該当がない場合及び当該属性のサンプルサイズが皆無の場合は「－」と表示している。
- 4 サンプルサイズが10未満で、結果精度の観点から表章していないものは「…」と表示している。
- 5 この資料では、特に断りのない限り、生活時間は総平均時間の数値を記載している。
- 6 その他、注意事項、用語の詳細な解説等については、総務省統計局ホームページを参照のこと。

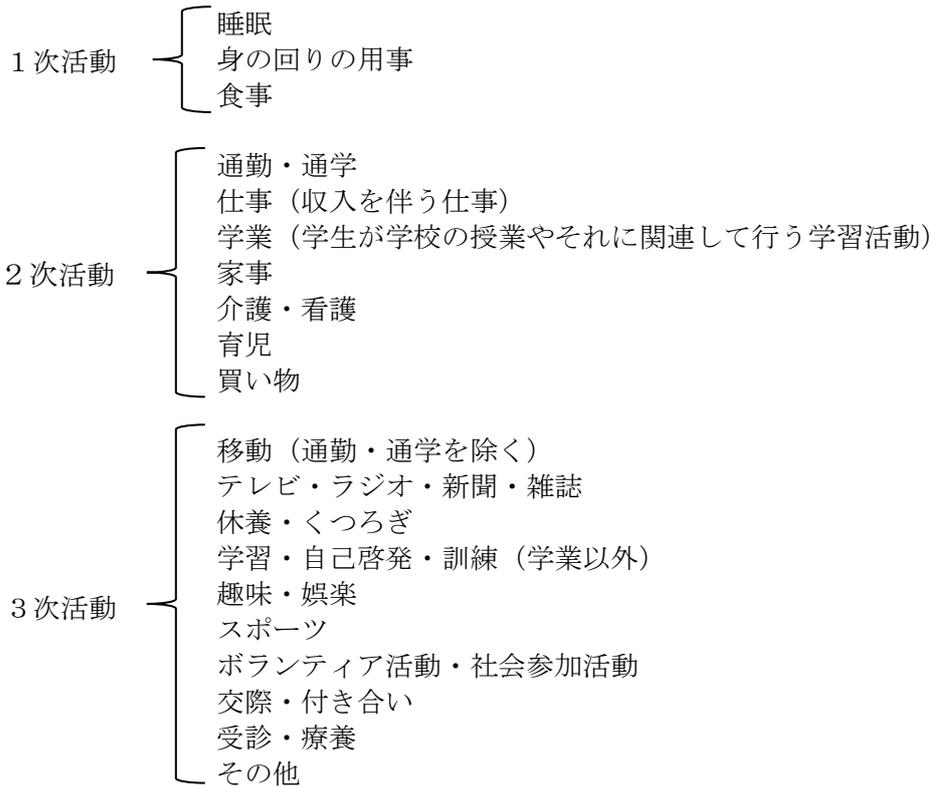
## 用語の解説

### 1 生活時間に関する事項

1日の行動を20種類に分類し、時間帯（15分単位）別の行動状況（同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの1つ）を調査した。

#### (1) 行動の種類

睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外で各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」としている。



また、必要に応じ次の区分を用いている。

- ・家事関連…「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」
- ・仕事等…「通勤・通学」、「仕事」及び「学業」

#### (2) 行動者数

調査日（調査区毎に指定した連続した2日間）に当該行動をした人の数

#### (3) 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、次の種類などがある。

- ・総平均…該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均
- ・行動者平均…該当する種類の行動をした人のみについての平均
- ・週全体平均…次の式により曜日別結果を平均して算出した。

$$(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均}) \div 7$$

## 2 生活行動に関する事項

自由時間における「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」について、過去1年間（令和2年10月20日～令和3年10月19日）に、それぞれの種類別に活動を行ったか否か、行った場合には、活動頻度や目的、共にした人などを調査した。

(1) 学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・訓練で、児童・生徒・学生が授業、予習、復習として行うものや社会人の職場研修は除き、クラブ活動や部活動は含む。

(2) ボランティア活動

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉のために行っている活動をいう。

(3) スポーツ

個人の自由時間の中で行うスポーツで、児童・生徒・学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含む。

(4) 趣味・娯楽

学業、仕事、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいう。

(5) 旅行・行楽

旅行は1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行を除く。行楽は、日常生活圏を離れ、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含む。

(6) 行動者率

10歳以上人口に占める行動者数の割合。次の式により算出した。

$$\text{行動者数} \div \text{各属性の10歳以上人口} \times 100 (\%)$$

---

### 問合せ先

宮城県企画部 統計課 人口生活班  
〒980-8570（専用郵便番号）  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL：022-211-2455  
FAX：022-211-2498  
Eメール：toukeij@pref.miyagi.lg.jp

統計課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei>

---